

郡山市上下水道局工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

平成13年 6 月28日制定
平成13年12月 1 日一部改正
平成15年 7 月 1 日一部改正
平成16年 4 月 1 日一部改正
平成18年 4 月 1 日一部改正
平成19年 4 月 1 日一部改正
平成20年 4 月 1 日一部改正
平成21年 4 月 1 日一部改正
平成23年 5 月 1 日一部改正
平成25年 4 月 1 日一部改正
平成27年 4 月 1 日一部改正
平成28年 3 月25日一部改正
平成29年 4 月 1 日一部改正
平成30年 4 月 1 日一部改正
平成31年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 3 月31日一部改正
令和 5 年 4 月 6 日一部改正
[上下水道局総務課]

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第 8 号。以下「契約規程という。」）の規定に基づき、上下水道局が指名競争入札（以下「入札」という。）の方法により工事（測量並びに工事の設計及び工事に関する調査を含む。以下同じ。）、製造（地方自治法（昭22年法律第67号）第 239 条第 1 項に規定する物品の製造を除く。以下同じ。）又は修繕（物品の修繕を除く。以下同じ。）（以下「工事等」という。）の請負契約を締結する場合における入札に参加することができる者の資格（以下「入札参加資格」という。）審査及び指名等について定めるものとする。

(入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第 2 条 工事等の請負契約に係る入札参加資格の申請の提出の時期及び方法については、市長が定めた「郡山市を発注者として指名競争入札の方法により工事若しくは製造の請負、物品調達又は建築物等維持管理業務の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等」（平成 7 年郡山市告示第 131 号。以下「市告示第 131 号」という。）、特例（平成29年郡山市告示第 413 号（以下「市告示第 413 号」という。）及び平成29年郡山市告示第 551 号（以下「市告示第 551 号」という。)) 及び市長の告示文による。

(資格審査)

第 3 条 上下水道事業管理者が行う入札参加資格の審査及び認定は、「郡山市工事等の請負契約

に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱」（以下「資格審査及び指名等に関する要綱」という。）第3条を準用する。

（有資格業者名簿への登録等）

第4条 工事等指名競争入札参加有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）の審査、登録及び審査結果の通知については、「資格審査及び指名等に関する要綱」第4条第1項を準用する。

2 有資格業者名簿は、総務課長が管理し、別にその副本をお客様サービス課、水道施設課、浄水課、下水道整備課及び下水道保全課（以下「工事等関係課」という。）に置く。

（入札参加資格の承継）

第5条 有資格業者が合併、会社分割及び事業譲渡等の組織再編等により他の者に当該入札参加資格を承継させる場合は、郡山市上下水道局指名競争入札参加有資格業者の入札参加資格の承継に係る事務取扱要領（平成31年4月1日制定）第4条の規定による。

（民事再生又は会社更生に係る届出等）

第6条 民事再生法に基づく再生計画認可決定又は会社更生法に基づく更生計画認可決定を受けた有資格業者（以下「再生又は更生計画認可決定者」という。）の上下水道事業管理者への届出等については、「資格審査及び指名等に関する要綱」第6条を準用する。

（再申請に係る申請書等の提出）

第7条 再申請をする者が上下水道事業管理者へ提出する書類については、「資格審査及び指名等に関する要綱」第7条を準用する。

（資格の再審査）

第8条 建設工事の再申請に係る審査（以下「再審査」という。）については、「資格審査及び指名等に関する要綱」第8条を準用する。

（資格の再認定）

第9条 市告示第131号第1、市告示第413号第1及び市告示第551号第1に掲げる事項に該当する場合又は資格の認定に係る市の定める要件を満たさない場合の当該資格の再認定については、「資格審査及び指名等に関する要綱」第9条を準用する。

（再審査に係る結果の通知）

第10条 上下水道事業管理者は、再申請をした者の結果について申請者に通知するものとする。

2 上下水道事業管理者は、前条の規定により資格の再認定を行ったときは、「資格審査及び指名等に関する要綱」第10条第2項の規定を準用する。

（民事再生又は会社更生に係る指名）

第11条 有資格業者が民事再生又は会社更生手続き開始の申立を行った場合は、「資格審査及び指名等に関する要綱」第11条を準用する。

（指名基準）

第12条 上下水道事業管理者は、入札に参加する者を指名するときは、有資格業者名簿に登録されている者のうちから、別記第1の入札参加可能範囲及び別記第2の指名業者の業者数基準に基づき指名する。ただし、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定により随意契約とする工事等、災害復旧等のため緊急又は短期間に完成しなければならない工事等、特定の機械又は技術を必要とする工事等その他特に必要と認められる工事等については、有資格業者名簿に登録されている者のうちから指名することができる。

2 前項の規定により入札に参加する者を選定し又は決定しようとするときは、次の各号に掲げる事項について留意するとともに、適正な事務の執行に努めるものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名停止等の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 工事成績
- (5) 手持工事等の状況
- (6) 技術者の状況
- (7) 指名の状況
- (8) 当該工事に対する地域的条件
- (9) 特定建設業の許可の有無
- (10) 当該工事施工についての技術的適正及び施工能力
- (11) 安全管理の状況
- (12) 労働福祉の状況
- (13) 地場産業の育成
- (14) 関係法令等に対する違反の状況
(指名内申)

第13条 工事等関係課の長は、工事等の起工が決定したときは、前条に規定する指名基準に基づき、入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）を選定し、工事等請負業者指名内申書（第1号様式）（以下「内申書」という。）によりその旨を総務課長に内申しなければならない。

- 2 前項の入札参加者の選定は、郡山市上下水道局入札参加者選定委員会で行う。
(指名決定)

第14条 総務課長は、前条の規定に基づき内申書の提出があったときは、これを郡山市上下水道局契約審査会（以下「審査会」という。）に諮り入札参加者の審査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設計価格が1,000万円未満の建設工事については、前条の内申に基づき、上下水道局長及び総務課長が指名相手方の審査をするものとする。
- 3 総務課長は、前2項の審査を経たものについては、工事等請負業者指名決定伺（第1号様式）により契約規程第2条第4号に規定する契約権者の決定を受け、その結果を工事等関係課の長に通知しなければならない。
- 4 第1項の場合において、災害応急工事等その他の特に緊急を要する工事等を施工するため、審査会を招集する暇がないときは、審査会の会長は、委員4人以上の意見を聴し指名の相手方を審査することができる。この場合においては、審査会の会長は、次回の審査会にその旨を報告しなければならない。

(準用規定)

第15条 工事等の請負契約を随意契約の方法により締結する場合における見積人の選定については、この要綱を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

(工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱の廃止)

- 2 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和58年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱における経過措置については、平成21年4月1日施行の「資格審査及び指名等に関する要綱」附則第2項を準用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月6日から施行する。

別記第 1（第 12 条関係）

入札参加可能範囲

(1) 土木工事及び建築工事

種別 等級	300 万円以上 1,000 万円未満	300 万円未満
S		
A		
B	○	
C	○	○
D	○	○

(2) とび・土工・コンクリート工事

種別 等級	300 万円以上 1,000 万円未満	300 万円未満
A	○	
B	○	○
C	○	○
D		○

(3) 舗装工事

種別 等級	300 万円以上 1,000 万円未満	300 万円未満
A	○	
B	○	○
C	○	○
D		○

(4) その他の工事

種別 等級	300 万円以上 1,000 万円未満	300 万円未満
A	○	
B	○	○
C	○	○

(注 1) この入札参加可能範囲については、次の事項の適用があるものとする。

1 次号のいずれかに該当する場合は、下位の等級が上位にわたれる。

(1) その者の基準点数にその基準点数の 10 パーセントを加算して得た数値が、直近上位の基準点数に達する場合は、直近上位にわたれる。ただし、その数は指名総数の 2 分の 1 を超えないものとする。

(2) 特殊な地域的事情等により入札参加可能範囲によりがたい工事

2 次号のいずれかに該当する場合は、下位の等級工事に指名することができる。ただし、その数は指名総数の2分の1を超えないものとする。

- (1) 災害応急本工事及び仮工事等緊急を要する工事
- (2) 大規模工事の一部施工にかかる工事及び特別の設備又は技術を必要とする工事
- (3) 特殊な地域的事情等により入札参加可能範囲によりがたい工事
- (4) 工事等の特殊性等により特に必要であると認められる工事

3 不調により入札を再度行う場合は、直近上位の者を下位の等級工事に指名することができる。ただし、その数は指名総数の2分の1を超えないものとする。

(注2) 再生途中会社及び更生途中会社については、この入札参加可能範囲によらず、審査会において入札参加可能範囲を定めることができるものとする。

(注3) 以上の規定に関わらず、審査会において特に必要と認めた工事については、審査会が当該工事の入札に係る入札参加可能範囲について別途定めることができるものとする。

別記第2 (第12条関係)

指名業者の業者数基準

1 随意契約に係る見積業者数

(金額：設計額)

工事	30万円未満	1者以上
	30万円以上 ~ 130万円以下	2者以上
修繕 委託	10万円未満	1者以上
	10万円以上 ~ 50万円以下	2者以上

2 上記以外の指名業者数

(金額：設計額)

工事	130万円を超え~ 300万円未満	7者以上
修繕 委託	50万円を超え~ 300万円未満	
工事 修繕 委託	300万円以上~1,000万円未満	10者以上

(注) この基準によりがたい場合は、契約権者の承認を得て業者数を変更することができる。

工事等請負業者 指名内申書・指名決定伺

発議 年 月 日
 決裁 年 月 日

決裁権者	局長	次長	課長	課長補佐	課長	起案者

所管課		設計額	円
番号	第 号	工事等概要	
工事等名		種別	
		業者数	者
施行場所		1 2 条	・ ・
施行日数 (期限)	日間 年 月 日		
指名理由			
摘要			内申 年 月 日 印
			審査 年 月 日

番号	登録番号	業者名	代表者名	等級	所在地	内申	決定
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

以上 者